

## 高知県へき地医療支援会議設置要領

(目的)

第1条 「高知県へき地医療支援機構(以下「支援機構」という。)」が行うへき地医療 支援事業の円滑な推進にあたり、無医地区等を有する市町村、へき地診療所、へき地医療拠点病院群の相互の連携、調整等を行うため、「高知県へき地医療支援会議(以下「会議」という。)」を設置する。

(委員)

第2条 会議の委員は、支援機構専任担当官及び次に掲げる組織の中から知事が委嘱する。

(1)へき地診療所又は無医地区等を有する市町村

(2)へき地診療所

(3)へき地医療拠点病院

(4)高知大学医学部附属病院

(5)高知県医師会

(6)高知県歯科医師会

(議長)

第3条 会議の議長は、支援機構の専任担当官とする。

2 議長に事故ある時は、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 会議は、議長が召集する。

(協議事項)

第5条 会議は、高知県へき地医療支援機構設置要綱第3条に定める事業の調整を行う。

(事務局)

第6条 事務局を健康福祉部医師確保推進室に置く。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は会議において定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。